

# 男女共同参画に関する人権侵害相談・申出制度

## 相談の一例

学校や職場で、同性パートナーがいることや、性的マイノリティであることを、当事者の同意なくアウティング（暴露）された。

勤務先でセクハラが発生。2度とこのような事が起きないよう、ハラスメント研修を実施するよう働きかけてほしい。勤務先に相談窓口を設置してほしい。

生徒会や委員会、町内会・PTA等で

「女性は会長に立候補しないでください」と言われた。

趣味の集まりで体を触られそうになり、拒否したところ、退会するように迫られた。上役に相談しても「我慢すれば」と言われた。

所属先では性別によって業務内容が決められており、希望する仕事をさせてもらえず機会も与えられない。

公的なパンフレットや社内発行の広報誌イラストで、「介護は女性がするもの」「育児は女性がするべき」など性別による役割分担にとらわれた表現があった。

男女共同参画を阻害する要因によって人権が侵害された場合にご相談をお受けしています。当制度に該当するかわからない、という場合も電話でお気軽にお問い合わせください。ケースにより他の相談機関をご案内いたします。

## 相談申出の流れ

1. 電話による相談・問い合わせ ※問い合わせ、相談のみの場合は相談申出書の提出は不要です。相談申出は条例によりいくつかの要件があります。まずは、電話でお問い合わせください。

<申出要件> ① 満16歳以上の横浜市民（在住・在勤・在学）であること  
② 被害発生地が横浜市内であること  
※調査を行うのは人権侵害の被害発生時から1年以内の事案です。

申出を希望する

2. 相談申出（相談申出書の提出）  
裏面の「相談申出書」に記入し、郵送で提出してください。

申出を希望しない・制度対象外

2. 他の相談機関を案内

3. 担当専門相談員との面談（申出が当制度に該当する場合）  
担当の専門相談員が、申出内容や解決に向けた希望をお伺いします。

4. 複数の担当専門相談員による検討

5. 関係者への調査、要請・指導

2024年度版

まずは、お気軽にお問い合わせください

TEL 045-862-5063

FAX 045-862-4811



《受付時間》 木曜・日曜・年末年始を除く毎日 9:30~16:00

《相談申出書提出先》 〒244-0816 横浜市戸塚区上倉田町435-1

申出書はHPよりダウンロードできます

男女共同参画センター横浜 相談センター内「男女共同参画に関する人権侵害相談・申出制度」

## 相談申出書

令和 年 月 日	
(申出先)横浜市長	
〒	
住所	
(申出者)氏名	
生年月日 年 月 日	
電話番号 ( )	
横浜市男女共同参画推進条例第 10 条第 1 項の規定により、次のとおり申し出ます。	
申出の趣旨 (解決したいこと)	
申出の内容 (紙面が足りない場合には、別紙で添付してください)	(①いつ ②どこで ③誰から ④どのようなことを)
他の機関への 相談等の状況	<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない (相談している場合は、相談先名及び相談状況を具体的に記入してください)
備考	

(注意)1 市外にお住まいで、市内に在勤(在学)している方は、備考欄に会社名(学校名)及びその所在地を記入してください。

2 その他備考欄には、申出に関して配慮を望むこと等を記入してください。

※申出書の書き方等、ご不明な点は、相談センターにお問い合わせください。

※相談申出者及び関係者等から取得した個人情報、男女共同参画センター横浜が適切に管理し、当該申出についての対応以外に使用することはありません。

事務処理欄